

# 公 告

令和8年(2026年)6月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	4-69
(2) 件 名	真庭ひかりネットワーク蒜山サブセンター非常用発電機電源設備等更改業務
(3) 履行場所	真庭市蒜山富掛田地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	真庭ひかりネットワーク蒜山サブセンター非常用発電機電源設備等の更改1式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	機械設備等保守(電気設備)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 6月17日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、秘書広報課 【TEL】0867-42-1163へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 6月 9日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	秘書広報課 【メール】hisho@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 6月17日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、秘書広報課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 6月17日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 6月17日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市秘書広報課

TEL 0867-42-1163 / FAX 0867-42-1353

真庭ひかりネットワーク蒜山サブセンター  
非常用発電機電源設備等更改業務

仕様書

令和8年5月

真庭市総合政策部秘書広報課

— 目次 —

第1条	業務名	3
第2条	目的	3
第3条	期間	3
第4条	履行場所	3
第5条	主な業務内容	3
第6条	見積内容	3
第7条	落札者の決定	3
第8条	契約方法	3
第9条	経費の負担	3
第10条	機密保持	3
第11条	一般事項	3
第12条	完成および引渡し	4
第13条	提出書類	4
第14条	材料および機器	4
第15条	検査および試験	5
第16条	保証	5
第17条	他施設への損害	5
第18条	業務履行上の留意点	5
第19条	対象設備	6
第20条	施工内容	6
第21条	交換機器及び料数	6

## 第1条 業務名

真庭ひかりネットワーク蒜山サブセンター非常用発電機電源設備等更改業務

## 第2条 目的

停電等のリスクに備えるうえで欠かせない設備である非常用発電機内の電源関連設備について、部品が更新時期を迎えていることから更新を行い、故障のリスク回避、設備の長寿命化を図るものである。

## 第3条 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 第4条 履行場所

蒜山サブセンター（真庭市蒜山富掛田 157-7）

## 第5条 主な業務内容

真庭ひかりネットワーク蒜山サブセンター非常用発電機電源設備等の更改 1式

## 第6条 見積内容

（1）見積金額は、本市が受託者に支払うものとして、本仕様書に示した要件を満たす機器等の調達、運搬、設置、接続に係る経費等総費用額（消費税を除く。）を記すものとする。

（2）見積書には内訳書を添付するものとする。

## 第7条 落札者の決定

見積金額の最も低い事業者を落札者とする。

## 第8条 契約方法

総価契約

## 第9条 経費の負担

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

## 第10条 機密保持

本事業で知り得た情報は、業務期間のみならず、業務終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）など関係法令に基づき適切に取り扱い、情報漏洩や人権侵害に十分配慮すること。

## 第11条 一般事項

- (1) 関連する法令、条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は前項の関係法令の遵守にあり、適正な資格者を選任し、配置すること
- (3) 業務の履行にあたっては、本市及び指定管理者である公益財団法人真庭エスパス文化振興財団（以下、本市等という。）と十分に意思疎通を行い、指示に従うこと。
- (4) 作業の進捗状況および予定を文書で説明し、本市等の承認を得て作業を進めること。
- (5) 作業の実施日時および方法等は、本市等と十分に打合せを行い、施設に出入りする際には事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、本市等の指示に従うこと。
- (6) 本業務の遂行にあたり、各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこと。

## 第12条 完成および引渡し

事業主体の行う、竣工検査の合格をもって工事完成および引渡しとする。

完成期限は、契約書に記載の工事竣工日とし、検査が請負者の責任以外の原因で遅れた場合はこの限りではない。

## 第13条 提出書類

表1に示す成果物について、受託者は、本市が別途指示する時期までに紙及び磁気媒体等で提出すること。（紙媒体の部数は、表1中No. 1およびNo. 7は1部ずつ、その他は2部ずつとする。）

表1 提出成果物一覧

No.	名 称	内 容
1	委託業務着手届	委託業務着手届を提出すること
2	プロジェクト計画書	実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめること
3	機器一覧表	機器型番などをまとめた一覧表を作成すること
4	試験成績書	設置した機器を検証するために実施する試験の内容について定義し、試験結果を取りまとめること
5	写真	機器写真、業務実施状況写真、完成写真をとりまとめたもの
6	完成図書	協議書、議事録及び工事写真、試験成績書等上記の資料を取りまとめたもの
7	委託業務完了届	委託業務完了届を提出すること

## 第14条 材料および機器

使用材料および機器は、各想定製品型番相当以上の性能を有し、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格（J I S）、電気規格調査会規格（J E C）、日本電気工業会標準（J E M）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するように努めること。

#### 第15条 検査および試験

(1) 主要指定機器、材料の検査および試験は、本市等の立会のもとで行うこと。但し、本市等が特に認めた場合には、受託者が提示する検査（試験）成績表をもって、これに代えることができる。

(2) 性能保証事項に関する性能試験方法は、それぞれの項目ごとに関係法令および規格に準拠して行うものとし、あらかじめ本市等の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。特に、部品交換完了後、下記の通り発電機の試運転及び電気点検を行うものとする。

- ・始動確認
- ・自動運転
- ・盤内清掃、各部目視点検、端子緩み確認等
- ・絶縁抵抗測定
- ・保護装置動作確認
- ・その他、点検基準に基づく電気点検

#### 第16条 保証

業務完成后、保証期間中に故障が生じた場合で、その故障が明らかに受託者の責に帰す材料、設計、製作または施工工事の欠陥に起因すると両者が判断したときは、受託者は無償で遅延なく本機の修理もしくは改造又は原契約に基づく条件で部品の納入を行うものとする。

#### 第17条 他施設への損害

本業務において、受託者が業務履行の際に建造物およびその他諸施設に損害を与えた場合、本市等の指示に従い、受託者の責任において速やかに原型に復旧すること。

#### 第18条 業務履行上の留意点

- (1) 必要な協議を適宜行い、受託者は資料を作成し、また、会議終了後に議事録を作成し、本市等の承諾を得ること。
- (2) 放送停止等、放送サービス提供に支障を与えないよう、各機器の保守業者と調整のうえ、十分注意して作業すること。
- (3) 本業務で発生した産業廃棄物及びそれらに類するものは、すべて請負者が処分するものとする。
- (4) 本仕様書に明記していない事項であっても、設備の運用及び機能上当然具備すべき事項は、これを充足することとし、その他の場合は本市等と協議・検討のうえ実施すること。
- (5) この他、本仕様書に記載がない事項は、本市等と協議・検討のうえ実施すること。
- (6) 作業は加入者に影響が少ない時間帯に行うこととする。

## 第19条 対象設備

真庭ひかりネットワーク蒜山サブセンター非常用発電機電源設備

機種：20kVA 非常用発電機EG-20(DE035/187) 1基

## 第20条 施工内容

非常用発電設備 制御盤電装品の更新

既存の制御盤電装品を撤去し、同仕様の新製品に交換する。なお、下記に含まれない部品があっても、常用発電設備が機能するため当然必要とされる部品がある場合は、それらも交換、取り付けを行うこと。また、作業中に停電等が発生する場合は、放送サービス等に影響がないよう、本市等と協議の上、仮設電源の準備及び事前切り替え及び交換完了後の戻し作業を行うこと。

交換作業中は容量負荷 **5kVA** 以上の仮設電源を準備し、給電して非常用発電設備配下の設備の稼働を停止させないこと。

## 第21条 交換機器及び料数

項番	機器名称	量数	単位
1	自動制御装置変換ユニット	1	式
2	同上取り付け変換部材（扉・ヒンジ交換）	1	式
3	充電器	1	式
4	自動電圧調整器	1	式
5	過電流継電器	1	式
6	発電機遮断器	1	式
7	電源切替開閉器	1	式
8	時限継電器	1	式
9	リレーユニット	1	式
10	補助継電器	1	式
11	交流電圧切替器	1	式
12	交流電流切替器	1	式
13	ヒータ断熱警報器	1	式
14	サーモスイッチ	1	式
15	スペースヒータ用配線遮断器	1	式
16	スペースヒータ	1	式

以上